袋井市子育で応援アプリ 導入及び運用業務 プロポーザル実施要領

令和 7年 11月

袋井市こども若者家庭センターこども政策課

袋井市子育で応援アプリ導入及び運用業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び 審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 業務の趣旨

平成 27 年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、子ども・子育て支援を取り巻く環境は大きく変化しており、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援が求められている中で、子育てに関する制度は複雑化し、関連する情報も多岐に渡っている。

袋井市では、子育て世代等のニーズと各種サービスを適切に結びつけ、迅速な支援につなげることを目的に、平成27年度にスマートフォンアプリ(以下、アプリと呼ぶ)「子育て応援アプリ"フッピーのぽっけ"」を市独自に構築して供用を開始し、市民に子育て支援情報の発信や広報を行ってきた。

現在の契約業者から現行アプリの運用を令和7年度末を以て終了する旨の通知があったことから、後継のアプリを令和7年度中に選定する必要が生じている。また、アプリ導入の平成27年当時においては、市独自でアプリを構築する必要があったが、現在は、同様の機能を持つ市販のアプリが複数社存在し、本市の現行アプリと遜色ない機能が備わっている。

以上のことを踏まえ、令和8年度以降も子育てに関連する情報発信をアプリ経由で円滑かつ、より身近に、わかりやすく提供するため、子ども・子育て支援に特化したアプリを提供することのできる事業者を選定し、引き続き子育て中の家庭がより簡単、手軽に情報を取得できる環境を整備し、提供をする。また、今後予定されている母子保健DXを実現するための電子版母子健康手帳の全国展開に備え、子育て応援アプリ機能と電子母子手帳機能とを兼ね備えているアプリの選定を目指す。

2. 業務の概要

- (1)業務名 袋井市子育で応援アプリ導入及び運用業務
- (2)業務内容 別紙「袋井市子育て応援アプリ導入及び運用業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間等 優先交渉事業者との協議後、契約締結。 導入に係る契約期間は、契約締結日から令和 11 年 3月31 日までとし、運 用保守に係る契約については、別途協議とする。
- (4)予算規模等 予算上限は 210 万円(税込、導入・運用38カ月計)とする。

3. 業務担当課

袋井市こども若者家庭センターこども政策課企画係

〒437-8666 静岡県袋井市新屋1丁目1番地の1

電 話:0538-44-3184

FAX: 0538-43-6285

メール: kodomoseisaku@city.fukuroi.shizuoka.jp

4. 参加資格条件

本プロポーザルに参加を希望する者は自らがアプリ提供を行うことができる者で、次の項目の全てを満たす者であること。

- (1) 団体の目的、活動方針、意思決定方法、会計処理方法に関して必要な事項について、定款、規約、会則、設立趣意書その他の規定が作成されていること。
- (2)消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 袋井市競争入札参加資格者にあっては、公募の日から参加表明書提出日までのいずれの 日においても、袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受 けていないものであること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき構成手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)ではないこと。
- (6)袋井市暴力団排除条例第6条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体であるもの、またはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 他自治体において子育で応援アプリ導入及び運用に係る事務を受託した実績があること。
- (8) 静岡県内の自治体において子育て応援アプリの導入及び運用に係る事務を受託した実績があること。
- (9) 公募開始日において、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の基準を満たす 認証 (JISQ27001またはISO/IEC27001) 、またはプライバシーマークの認証 (JISQ15001) を得ていること。
- (10) 複数社の共同体での参加でないこと。

5. 参加資格の確認等

(1)参加表明書等の提出

参加希望者は、次に掲げる書類(以下「参加表明書等」という。)を提出すること。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められ た者は、本プロポーザルに参加することができない。

【提出書類】

	項目	留意事項
1	参加表明書(様式1)	契約時に使用する印鑑を押印すること。
2	登記事項証明書(写し可)	法務局で発行する法人の登記事項証明書(発行後3か
		月を超えないもの)
3	「消費税及び地方消費税」	申告している税務署が発行する納税証明書(直近の年
	の未納がないことの証明書	度のものであって、かつ、発行後3か月を超えないも
	(写し可)	(D)
4	誓約書(任意様式)	袋井市暴力団の排除の推進に関する条例第7条に基づ
		き定めた「袋井市契約等における暴力団等排除措置要
		綱」の規程による誓約書を提出すること。
5	参加資格条件4-(7)	他自治体における子育て応援アプリ導入及び運用に係
	(8)の要件を満たすことを	る事務を受託したことがわかるもの。
	示す書類(任意様式)	

6	参加資格条件4-(9)の 要件を満たすことを示す書 類(任意様式)	認証を取得していることがわかるもの。
7	会社概要のわかる書類 (任意様式)	所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの (会社案内パンフレット等も可。)

- (2) 提出期限 令和7年12月12日(金)17時00分必着(郵送の場合は同日必着とする)
- (3)提出先「3.業務担当課」に同じ。
- (4)提出部数 各1部
- (5) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合、配達記録が残るものに限る)とする。
- (6) その他 参加資格の審査結果は、参加表明書の提出者すべてに対し12月15日(月)までに通知する。

また、参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知した日の翌日から換算して5日以内 (休日を除く)に、書面により説明を求めることができる。

6. 質問及び回答方法

プロポーザルに関する質問及び関係書類に関する質問は、提出書類及び企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

また、質問は別紙「質問票(様式2)」にて受け付けるものとし、その回答は全参加表明 者へ連絡するものとする。

- (1) 受付期間 令和7年11月21日(金)から令和7年12月2日(火)
- (2) 受付場所 「3.業務担当課」に同じ。
- (3) 受付方法 電子メールとする。
- (4) 回答期間等 令和7年12月8日(月)

精査後、参加表明者全員へ電子メールにて回答する。

(事業所名は公表しない)

7. 企画提案書等の提出

(1)企画提案書等の提出

参加資格結果通知により参加資格を有したものは、期限までに次に掲げる書類を提出すること。

なお、期限までに書類を提出しない者は本プロポーザルに参加することができない。

【提出書類】

項目		提案内容
1	企画提案書(任意様式)	■企業の経験及び能力・業務実績 ・実績については、別紙の「評価基準」に合わせて内容 を記載すること。
		■機能要件

		・仕様書「6.機能要件」について、具体的かつ内容がわかりやすいように記載すること。
		■運用保守要件 ・仕様書「7. 運用保守要件」に記載された内容を中心に、別紙の「評価基準」に合わせて記載すること。 ・アプリの周知・啓発施策を記載すること。(実施にあたって追加費用が必要な場合は明記すること)
		■情報セキュリティ要件 ・仕様書「8. 情報セキュリティ要件・データセンター 要件」に記載された内容を中心に記載すること。
		■スケジュール・推進体制 ・アプリ導入に必要な工程についてスケジュールを記述すること。 ・本業務の推進体制(担当部署、部署の役割)を記述すること。業務責任者及び担当者を設置し、氏名、役割、 子育て応援アプリ実績(件数及び代表例)等を記述すること。
		■その他 ・作成にあたっては、イラストやサンプル画像を掲載す る等、可能な限り審査員がイメージし易いよう工夫する こと。
2	参考見積書(任意様式)	本業務に係る費用(導入並びに公開後の運用・維持管理・保守費・周知啓発費用を含む)費用内訳がわかるもの。 【見積上限額 210万円(税込)】
		※導入・運用(38カ月)の別がわかるように記載

- (2) 提出期限 令和 7 年 12月 12 日 (金) 17 時 00 分必着 (郵送の場合は同日必着 とする)
- (3)提出先 「3.業務担当課」に同じ。
- (4)提出部数 10部(正本1部、副本9部)
- (5) 提出方法 正本・副本の提出は持参または郵送(郵送の場合、配達記録が残るものに 限る)とする。
 - ※各書類はA4版・両面印刷(A3折り込み可)とし製本すること。 押印した「正本」を1部、クリップ又はファイル等でまとめた「副本」を9部提出すること。
- (6) 留意事項 ア 提出できる企画は1提案者につき1案までとする。
 - イ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画 提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみな す。
 - ウ 提出された書類等の著作権は申込者に帰属するが、市が本件の選定 の公表等に必要となった場合は、無償で使用できるものとする。

- エ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更及び追加は原則として 認めない。
- オ 申込後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。なお、 辞退届提出後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。

8. 審査方法及び審査基準等

(1)審査会の設置

企画提案書等の審査及び評価並びに優先交渉事業者の選定を行うため、袋井市子育て応援 アプリ導入及び運用業務プロポーザル審査会(以下、「審査会」という)を設置する。

(2)ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

実施方法は以下の通りとする。

- (ア) 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明 30 分、質疑 15 分の計 45 分とする。
- (イ) プレゼンテーション等の実施場所には、説明者及び補助者の計3名までが参加できるものとする。
- (ウ) 追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用い、プロジェクタ投影による説明は可能とする。プロジェクタについては、本市にて用意するものとする。
- (エ) プロポーザルへの参加資格を認定した応募事業者が複数いない場合、ヒアリングは実施せず、提出された企画提案書により審査し、最低評価基準点(総得点の6割)を超えていれば、優先交渉事業者として選定する。
- (オ) 審査会による採点が同点の場合には、審査基準6(費用)の点が高い方を上位と し、これによっても優劣がつかない場合は、審査会での協議により優先交渉事業 者を選考する。

(3) 審査実施日時及び場所

「5. 参加資格等(6) その他」にて示した参加資格通知書と合わせて通知する。

(令和7年 12 月23日(火)に開催予定)

(4)審査基準

審査基準は別紙「袋井市子育で応援アプリ導入及び運用業務 評価基準」のとおりとし、総合的に判断する。

(5)審査結果の通知

審査結果については、優先交渉事業者を選定後速やかに企画提案者全員に文書で通知するもの とする。

(6)審査の公表

優先交渉事業者を選定したときは、次の事項を公表するものとする。

ア 優先交渉事業者

9. 失格条項等

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1)参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件 に適合しない書類の提出があった場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 別紙「袋井市子育て応援アプリ導入及び運用業務仕様書」に記載のある「6. 機能要件」及び「8. 情報セキュリティ要件・データセンター要件」の仕様のうち、基礎に分類されている項目を満たしていない場合

10. 契約に関する基本事項

(1)契約の締結

優先交渉事業者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

ただし、優先交渉事業者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の事業者と交渉する場合がある。

(2)契約書作成の要否 要する。

(3)支払条件

別途協議の上決定する。

11. その他

- (1)提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (2) 書類等の作成及び提出に係る費用(審査への出席費用含む)は、申込者の負担とする。
- (3)提出された書類等は、提出者に無断で利用しない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、書類等の複製、保存等を行う。
- (4) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以下のとおり予定しているが、変更する場合がある。この場合、参加表明者等に後日、文書等にて通知するものとする。

12. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。

※公示日:令和7年11月19日(水)

	項目	期限
1	質問票の受付期限	令和7年12月2日(火) 17時00分必着
2	参加表明書の提出期限	令和7年12月12日(金)17時00分必着
3	企画提案書等の提出期限	令和7年12月12日(金)17時00分必着
4	審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年12月23日(火)
5	審査結果の通知発送	令和7年12月末を予定
6	契約締結	今和9年1日中旬を予定
	(協議の上決定※債務負担行為済)	令和8年1月中旬を予定
7	アプリ導入期限	令和8年2月13日(金)
	(テスト・職員研修等を含む)	
8	運用開始	令和8年2月16日(月)

袋井市こども若者家庭センターこども政策課企画係 〒437-8666 静岡県袋井市新屋1丁目1番地の1

電 話:0538-44-3184

FAX: 0538-43-6285

メール: kodomoseisaku@city.fukuroi.shizuoka.jp

対応時間: 9時 00 分~17 時 00 分まで(土日祝日を除く)
